

空家の見回りで適正な管理を、協定締結

市と当シルバー人材センターが、市内の空家などが放置され管理されない状態となることを防止するため空家などの適正な管理の推進に関する協定を結びました。市内に空家を所有し、遠方に暮らしているなどの理由で、家の管理が、出来ない方などに対して、シルバー人材センターが有償で空家の見守り・剪定・草刈りなどを行うものです。

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

つくばみらい市（以下「甲」という。）と公益社団法人つくばみらい市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、市内の空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、市内の空家等が管理不全な状態とならないよう、空家等の管理の適正化を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物（以下「建築物等」という。）であって、常時無人の状態であるもの及びその敷地をいう。
- 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - 老朽化又は台風等の自然災害により、建築物等が倒壊し、又は建築物等に用いられた建築材料が飛散して、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼす恐れがある状態
 - 空家等に不特定多数の者が侵入することにより、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - 敷地内の樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態
- 所有者等 空家等の所有者又は管理する者をいう。

（連携事項）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- 空家等の適正な管理の促進に関すること。
- 空家等対策の周知啓発に関すること。
- 空家等対策に係る必要な情報の共有及び発信に関すること。
- 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項（甲が行う業務）。

第4条 甲は、この業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 空家等の所有者等から管理に関する相談を受けた場合、乙の業務について紹介すること。
- 市広報紙、市ホームページ等により乙が行う空家等の管理業務について周知を行うこと。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、空家等の所有者等と契約の上、次に掲げる業務を行うものとする。

- 空家等の外観の目視による見回り
- 空家等の敷地内の除草及び樹木の剪定又は枝下ろし
- その他所有者等の要望による空家等の管理に関すること

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも申出による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、第5条に規定する業務を通じて知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。乙の会員がその職を退いた後も同様とする。

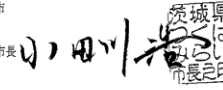

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月26日

甲 茨城県つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市

つくばみらい市長  

乙 茨城県つくばみらい市古川1015番地1
公益社団法人つくばみらい市シルバー人材センター

副理事長  